第 175 号 令和2年12月吉日

顧問先各位

読推薦者> 経理担当者

初鹿会計事務所 (認定経営革新等支援機関) $\pm 400-0043$

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T.E.L. 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL https://www.hatsushika-kaikei.com/

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

雇用調整助成金・緊急雇用調整助成金の特例措置延長について

先日、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で売上が減少した事業者が休業手当を支給して従業 員を休ませた場合、政府がその費用の一部を助成する「雇用調整助成金」、「緊急雇用調整助成金」の特例措置などの 対象期間を、現在の令和2年12月末日から、令和3年2月末日を一日でも含む賃金締め切り期間まで延長すると発表 しました。

標準報酬月額の特例改定について

令和2年8月から12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方につい て、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準月額報酬を通常の随時改定(4 か月目に改定)によらず、 特例により翌月から改定が可能になります。

次のアからウすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく 下がった月が生じた方。
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等 級以上下がった方(固定的賃金の変動がない場合も対象となります)
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。